飫肥杉材利用促進事業概要

１．補助対象者

　日南市民又は令和５年４月１日以降に本市へ移住した者及び日南市に所在地を置く法人

２．事業の要件

・補助対象者が行う建物の新築、増築、改築について、主要構造部材又は内装材として日南市で生産された飫肥杉を使用していること。

・日南市内に主たる事業所を有する建築業者が施工すること。

〇申請者が個人の場合

・飫肥杉材は、主要構造部で５立方メートル以上、内装部で１０平方メートル以上使用していること。

・建物の用途は「住宅」であること。

・工事をする建物がある敷地は補助を受けようとする者の単独名義であること。

　※他人名義、又は共有名義の場合は所有者及び共有者の承諾を受けること。

〇申請者が法人の場合

・飫肥杉材は、主要構造部で５０立方メートル以上使用していること。

・建物の用途は「事業所」であること。

・床面積が３００㎡以上あること。

・事業所を新築する敷地は補助を受けようとする法人の名義であること。

　※他人名義、又は共有名義の場合は所有者及び共有者の承諾を受けること。

３．補助額

以下のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 飫肥杉材使用箇所 | 補助額 | 上　限 |
| 住居新築 | 主要構造部 | ２万円／１㎥ | ４０万円  （５０万円） |
| 内装部 | ４千円／１㎡ |
| 住居増改築 | 主要構造部 | ２万円／１㎥ | ２０万円  （３０万円） |
| 内装部 | ４千円／１㎡ |
| 市外からの移住者には算出した補助金に１０万円加算上限はかっこ内の金額 | | | |
| 種　別 | 飫肥杉材使用箇所 | 補助額 | 上　限 |
| 事業所新築 | 主要構造部 | ５０㎥／１棟 | １００万円 |

４．事業の対象にならないもの

事業要望前に着工した工事。市への事業要望後に市から「飫肥杉材利用促進事業要望受付通知書」が届いてから着工してください。

４．申請の流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 提出物 | 様式等 |
| 交付実施要望 | 飫肥杉材利用促進事業実施要望書 | 別記様式第１号 |
| 事業計画書 | 別記様式第２号 |
| 工事場所の位置図 | 任意様式 |
| 事業に係る図面(床面積求積図、平面図、立法図等) | 任意様式 |
| 主要構造材及び内装材使用料計算書 | 別記様式第３－１号  別記様式第３－２号 |
| 現況写真 | 写真 |
| 土地売買契約書※土地購入前の場合 | 任意様式 |
| 土地使用承諾所※土地が他人名義、又は共有名義の場合 | 様式第４号 |
| 増築(改築)承諾所※建物が他人名義、又は共有名義の場合 | 様式第５号 |
| 住宅建設請負契約書の写し | コピー |
| 完納証明書 | 税務課様式 |
| 要望変更 | 飫肥杉材利用促進事業変更要望書 | 様式第７号 |
| 変更箇所が分かる書類 | 図面等 |
| 中止 | 飫肥杉材利用促進事業補助金廃止届出書 | 様式第９号 |
| 申請・実績報告 | 飫肥杉材利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書 | 様式第10号 |
| 事業実績書 | 様式第11号 |
| 事業場所の写真 | 施工中、主要構造材及び内装材の状況が確認できる写真 |
| 図面 | 出来形図、出来高図等の主要構造材及び内装材の状況が確認できる図面 |
| 主要構造材及び内装材使用料計算書 | 別記様式第３－１号  別記様式第３－２号 |
| 使用した木材が日南市産飫肥杉である証明 | 任意様式 |